

「(仮称)北3条広場の設置について」(素案)に対する ご意見を募集します

札幌市では、都心をにぎわいあふれる空間とするため、平成26年夏頃に北3条通（市道北3条線）の西4丁目部分を、多くの方々に活用が可能な(仮称)北3条広場とすることとし、これを地方自治法上の公の施設（※1）とする検討を進めています。

道路上に設置するこの広場は、隣接地で新設ビルの建設を進めている民間事業者がビル建設を機会とした公共貢献の一環として整備するものです。整備後については、市で維持管理を行います。

この度、「(仮称)北3条広場の設置について」の素案をまとめましたので、この案に対するご意見を募集いたします。

なお、皆様からお寄せいただいたご意見等への個別の回答はいたしません。ご意見等の概要と、それらに対する市の考え方につきましては、平成25年8月頃にホームページなどで公表いたします。

意見募集期間 平成25年6月20日(木)から平成25年7月19日(金)まで(期間内必着)

1 公表資料

本書

2 公表場所

(1)市役所等での配布・閲覧

市役所本庁舎(5階都心まちづくり推進室または2階市政刊行物コーナー)

各区役所(総務企画課)・各まちづくりセンター

(2)札幌市ホームページによる閲覧

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/project/kita3jouhiroba.html>

3 意見の提出方法

○ご持参、郵送、FAXの場合

本書に添付している所定の「ご意見記入用紙」か、これに準じた様式にて提出先へ送付してください。

※ご持参の場合の受付時間：午前8時45分～午後5時15分（土日祝日はお休み）

○電子メールの場合

ウイルス感染を避けるため、ファイルは添付せず、件名に「『(仮称)北3条広場の設置について』（素案）に対する意見」と記載し、本文欄には「ご意見記入用紙」に準じた様式でご意見を記載のうえ、送付してください。

※なお、電話や口頭によるご意見の受付には応じかねますのでご了承ください。

※ご意見の提出に当たっては、お名前・ご住所をご記入ください（ご意見などの概要を公表する際は、お名前・ご住所は公開いたしません）。

※障がいのある方で上記の方法によることが困難な方は、下記の提出先にお越しいただくと、聞き取りでの提出に対応致します。

4 意見の提出先・お問合わせ先

札幌市市民まちづくり局都市計画部都心まちづくり推進室(札幌市役所本庁舎5階南)

住 所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電 話：011-211-2692 FAX：011-218-5112

電子メール：ki.downtown@city.sapporo.jp

「(仮称)北3条広場の設置について」(素案)

1 (仮称)北3条広場設置の背景と目的について

(1)広場設置の背景となる上位計画等での位置付け

北3条通(市道北3条線)は、本市の総合計画である「第4次札幌市長期総合計画」(平成12年1月策定)で、人が集い楽しめる機能の確保や魅力的な街並みの形成を促進するものとして位置付けられた4つの骨格軸の1つです。

「都心まちづくり計画」(平成14年6月策定)では、「うけつぎの軸」として、新たな魅力の創出による都心の発展を、将来に、また東方向へつなげていく通りの形成が目標に掲げられています。さらに北3条広場を含む道庁周辺エリアにおいては、「うけつぎの軸」の基点として、北海道庁街区の価値と呼応する機能・空間を確保することにより、一帯の集客交流資源としての質を高めることを目指しています。

また、「さっぽろ都心まちづくり戦略」(平成23年1月策定)においては、市民活動や交流を創出する場、人々の回遊を生み出す拠点となる空間等の位置付けを持つものとして北3条広場の整備を掲げております。

さらに、民間事業者からの都市計画提案を受け、「人と環境を重視した空間の創出を図り、もって都市の魅力向上に資する」ことを目的に、「主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供する」広場として都市計画決定(平成19年8月)を行っています。

【上位計画での位置付け】

●第4次札幌市長期総合計画(平成12年1月策定)

計画的なまちづくりを進めるため、今後の20年間の総合的な施策体系や展開方針等を示す

北3条通：歴史性を生かした景観軸であるとともに、都心の魅力を東方向へ発展させる軸として、歴史的資源の保存・再生を図りながら、人が集い楽しめる機能の確保や魅力的な街並みの形成を促進する

※ 現在、第4次札幌市長期総合計画に代わる本市の最上位計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の策定が進められており、上記の考え方は当計画に引き継がれる予定です。

●都心まちづくり計画(平成14年6月策定)

都心のまちづくりの長期的、総合計画(計画期間：20年程度)

- ・うけつぎの軸(北3条通)：札幌の都市形成を支えた歴史的価値を継承し、新たな魅力の創出による都心の発展を、将来に、また東方向へつなげていく
- ・道庁周辺エリア：「うけつぎの軸」の基点として、北海道庁街区の価値と呼応する機能・空間の確保による一帯の集客交流資源としての質的向上

●さっぽろ都心まちづくり戦略(平成23年1月策定)

社会情勢の変化、新たなまちづくりの方向性に対応した10年間程度の戦略的な計画

北3条広場(拠点的な交流空間)：市民活動や交流を創出する場。まちづくりを先導的に発信し、新たな魅力を表出する場。人々の回遊を生み出す拠点となる空間。として北3条広場を位置付け

(2) (仮称)北3条広場の目的

上位計画等の目標実現に向けた様々な取り組みを促進するため、単に通過するだけに留まらず街歩きが楽しく快適となるよう、道路法上の道路である北3条通の西4丁目部分を地方自治法上の公の施設である広場とし、様々な活用や滞留支援機能を持つ空間とします。

本広場は、集客交流の活性化や札幌独自の都市文化の創造を実現し、ひいては札幌の新たな魅力の創出・発信、豊かな市民生活の創出を図るため、市民・企業等の多様な主体による幅広い活用や都市魅力の発信が可能であり、回遊の拠点となる滞留機能を持った都市を象徴する空間を目指します。

通常は道路を通行以外のために使用する場合、使用者が個々に関係機関から許可を受ける必要がありますが、広場とすることで、原則使用者は広場の管理者(札幌市)に申し込みをし、許可を受けることで使用が可能になるため、使用に係る手続きが容易になります。

○北3条通を広場とする理由とその効果

【空間の特性】

- ・北海道を代表する歴史的観光施設である「北海道庁赤れんが庁舎」前
- ・イチョウ並木や木塊舗装等の歴史的資産
- ・新たに整備された駅前通(地上/地下)と接する
- ・観光客・ビジネスマン等の来街者が多い 等

【北3条通】

位置特性や歴史性、注目度等から、都市を象徴する空間の創出に有効な場

【広場化により想定される取組】

- ・四季を通じた大小様々なイベントの実施
- ・日常的な休憩・飲食等による滞留
- ・市民活動の取組・発表
- ・企業等による商業プロモーション等
- ・季節や催しに合わせた空間演出 等

空間の特性と各種取組が融合することで魅力のある場＝「スポット」を創出
これまでの札幌にはない象徴的な「都心の広場」が実現

- ・市民や来街者による多様な活動の展開
- ・新たな回遊を生み出す拠点の形成

都心部全体のにぎわい創出

・集客交流の活性化

・札幌独自の都市文化の創造

札幌の新たな魅力の
創出・発信

豊かな市民生活の創出

2 (仮称)北3条広場の概要について

(1)広場の概要

名 称：(仮称)北3条広場

位 置：市道北3条線の市道西5丁目線から道道札幌停車場線までの区間
(中央区北2条西4丁目、北3条西4丁目)

範 囲：(下図参照)

延 長：約100m

標準幅員：約27m

面 積：約2,800㎡

【平面イメージ図】



【位置図】



【イメージパース】



(2) 広場空間活用の目標像

北海道を代表する都市である札幌の中心地であり、また、高い歴史性・象徴性を有する当空間を活用するに当たっては、まちとしてのイメージや地域価値の維持・向上が重要であり、このためには、高質な都市空間を確立することが有効です。

その一方で、親しみやすく、四季を通じて誰もが気軽に立ち寄ることができ、多様な活動や来街者の交流が生まれる空間とすることも都心のにぎわいを創出するに当たり重要となります。

これらを踏まえ、前記(仮称)北3条広場の目的を実現させるための目指すべき方向性として、以下を空間活用の目標像とします。

○広場空間活用の目標像

◆大人の文化を享受できる空間

創造的・文化的な活動や洗練された取組等が展開され、さらに滞留空間として優雅に過ごせる居心地の良い落ち着いた空間

◆札幌の美しさを感じられる空間

イチョウ並木に強調されるビスタ(見通す景色)や、メインストリートである駅前通からの北海道庁赤れんが庁舎の姿等、札幌を象徴する景観を活かした空間

◆四季を通じて憩い楽しめる空間

四季の変化が明確な札幌の季節・時間毎に姿を変える様々な表情を活かした、一年を通して楽しく過ごせる空間

【広場空間活用のイメージ】

○札幌駅前通地区活性化実験 エキマエドオリ HANA CAFE (平成 24 年 9 月)



○冬季空間活用実証実験 ウィンタースクエア (平成 24 年 2 月)



3 利用について

(1) 広場空間の使用

広場空間を、一定の条件のもとにイベント等で使用することができることとします。

① 使用形態

- 1 全面使用 2 半面使用

② 使用時間

午前9時～午後9時

- ・市長が特に必要と認めるときは、使用時間を変更できることとします。

※歩行者の通行は、原則24時間可能です。広場空間の使用に当たっては、歩行者の通行機能を阻害しないこととします。

※別途許可がある場合を除き、車両の乗り入れを禁止します。

※広場空間の使用に当たっての料金は、営利・非営利を考慮して、同種の用途に利用されている民間施設を含めた類似施設の利用に係る料金や手数料等を参考に定めます。

(2) 主な禁止行為

建物等と異なり、基本的に立ち入りが自由な広場という特殊性等を踏まえ、交通・防災・衛生上の安全確保の観点から、関係法令で禁止されている行為又は広場として禁止する行為は、主に以下のような行為です。

なお、(カ)～(ス)については、別途許可等により可能となる場合があります。

- (ア) 施設、備品等のき損、汚損
- (イ) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (ウ) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる行為
- (エ) ごみ、空き缶その他汚物の投棄や悪臭を発生させる行為
- (オ) 樹木の伐採又は植物の採取
- (カ) 興行、展示会、集会、演説、競技会その他これらに類する行為
- (キ) 物品その他の物の販売又は金品の寄附募集等の行為
- (ク) 広告物又はこれに類する物の表示、配布、散布
- (ケ) 業としての写真、映画等の撮影
- (コ) 火気の使用
- (サ) 車両（自転車を含む。）の乗り入れ
- (シ) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これに類する行為
- (ス) 施設、物品等の設置、放置

また、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合や、広場の管理運営上の支障があると認める場合などには、広場への入場を禁じ、又は退場を命じる場合があります。

4 管理について

(1) 指定管理者制度の導入

本広場は、優れた経営感覚や民間ノウハウの活用によりサービス向上及び経費の節減を図るため、指定管理者制度（※2）の導入を検討します。

(2) 利用料金制度の導入

指定管理者制度の導入に当たっては、経営努力の発揮や工夫改善の促進によるサービス向上を期待して、利用料金制度（※3）を導入します。なお、この場合の利用料金については、市長が定める使用料の範囲内で、指定管理者が定めることができるようになります。

【用語の解説】

※1 公の施設とは

住民の福祉を増進する目的で、住民が利用するために地方公共団体が設ける施設をいいます。公の施設の設置等については、法律などの定めがあるものを除くほか、条例で定めなければならないこととされています。今回、道路上に公の施設としての「広場」を設置します。

（地方自治法第244条、第244条の2）

※2 指定管理者制度とは

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入されたものであり、地方公共団体が議会の議決を経て指定した法人その他の団体に公の施設の管理を行わせる制度です。

（地方自治法第244条の2）

※3 利用料金制度とは

公の施設の利用に係る料金について指定管理者の収入とすることができる制度です。指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待され、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られます。

（地方自治法第244条の2）